

平成30年度調達改善計画						平成30年度上半期自己評価結果(対象期間:平成30年4月1日～平成30年9月30日)											
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		指針を踏まえて特に改善に取り組む取組	一者応札改善のため、これまで実施していたアンケート調査を継続しつつも、実際には回答率が低いことを踏まえ、一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者、何故、応札しなかったのか、主な要因は何か、当方がどのような点に気を付けていれば、応札する可能性があったのか等のヒアリングを実施する。なお、ヒアリング事項を契約後で検証し、一者応札となった案件の担当課に渡してヒアリングの指示をし、当該調達案件の担当者自身がヒアリングを実施することとする。	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応札可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検証を促すため。	A	H30		H30	A	H30	従来から実施するアンケート調査に加え、契約後において作成した「入札に参加しなかった事業者へのヒアリング項目(参考)」を参考に、一者応札となった契約案件に関して担当課から事業者へのヒアリングを実施するよう事務連絡を发出し、担当課によるヒアリングを行った。また、同事務連絡では、契約内容に応じた入札公告期間の延長についても言及を行った。	B	(効果の発現は次年度以降の同種契約からを期待している。)	翌年度以降の同種契約において、一者応札が是正されるような仕様書の是直し等に際する担当課への助機付与となっている。	H30年5月～	-	アンケート調査、ヒアリング結果に基づく応札困難要因の検証と仕様書等への反映。
○		調達改善に向けた審査・実務の充実	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善案への取組の検討を行う。具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和 ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより長く確保 ・入札等監視委員会による事後審査		A	H26		H30	A	H26	一者応札改善への取組の一環として、事前審査の段階で案件ごとの支障を特定できないことを条件に、入札参加資格の緩和、仕様書の内容の見直し等を行った。入札等監視委員会については上半期に1回開催した。	A	一般競争入札案件54件のうち、一者応札によるものは2件となった。	-	上半期	-	上記のアンケート調査、ヒアリング結果に基づく応札困難要因の検証。また、入札等監視委員会による事後検証の結果の仕様書等への反映。
○					A	H30		H30	A	H30	備品等の購入に当たっては、事業者からの見積書取次のほか、インターネットを活用して価格の比較を行う。	B	-	備品等の購入の際、インターネットを活用し事業者からの見積書取次による価格の妥当性の判断材料としている。	上半期	-	平成30年度下半期も引き続き実施する。
○		地方支分部局等における取組の推進	地方支分部局がないため、該当なし		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○		電力調達、ガス調達の改善	合同庁舎に入居しているため、自ら調達することはない。		-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



様式1記載にあたっての留意事項(計画策定時)

【取組の項目】
「重点的な取組」は可能な限り「調達改善の取組に関する点検結果」にある項目名に合わせて取組の概要を記載。
「共通的な取組」は策定要領にある項目名(例:一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化)を記載。

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+:効果的な取組
・A :発展的な取組
・B :標準的な取組
指針不掲載の取組である場合には、指針掲載の取組を参考に適当と考える難易度を設定。

【取組の開始年度】
取組を開始した年度を記載。
従前から行っている取組で開始年度が不明な場合は「-(ハイフン)」を記載。

【取組の目標】
目標は事後の検証が可能となるよう、いつまでに、何を行うか、原則として、定量的な数値目標を設定して具体的に記載。
人材育成や情報共有など、定性的な目標を念頭に置いた取組を実施する場合であっても、例えば、研修実施回数、参加人数等の定量的な目標をできるだけ設定することや、取組内容によってどのような効果発現を目指すのかを具体的に理解、把握できるように記載する。

【本様式について】
本様式は最低限記載すべき事項を表したものであるため、各府省庁において任意で記載項目等を追加してもよい。

【公表について】
調達改善計画を公表する際には、自己評価結果部分を除いた左側のみを公表する。

様式1記載にあたっての留意事項(自己評価時)

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+:効果的な取組
・A :発展的な取組
・B :標準的な取組
指針不掲載の取組である場合には、指針掲載の取組を参考に適当と考える難易度を設定。

【取組の開始年度】
取組を開始した年度を記載。
従前から行っている取組で開始年度が不明な場合は「-(ハイフン)」を記載。

【実施した取組内容】
取組の対象範囲(対象件数・金額等)、取組の実施者、取組の実施回数等の具体的な内容を可能な限り記載する。
府省庁内に地方支分部局等がある場合は、本省と区別して記載する。

【進捗度】
以下の指標に基づき、自己評価時に以下の進捗度を記載。
・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、
または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、
または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

【取組の効果】
取組による調達改善の効果を、原則として定量的な数値(例えば、削減額、削減率のほか、一者応札から複数者応札への移行数、競争性のない随意契約から競争性の高い契約への移行数等)に基づき記載する。
削減額の表示については、単価がある場合は単価を使用し、その削減率(%)及び削減額を記載(単価がない場合は、改善総額を記載)。
削減額の算出方法は、各府省庁の方法を尊重する(契約内容が比較可能なものに限ってよい)。

【実施において明らかとなった課題等】
課題及びその要因を検証・分析して可能な限り具体的に記載する。安易に「特になし」、「-(ハイフン)」とはしないこと。

【今後の計画に反映する際のポイント】
取組の効果や課題等を踏まえ、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべきことを可能な限り具体的に記載する。
安易に「継続的に取り組む」、「引き続き実施する」とはしないこと。

【本様式について】
本様式は最低限記載すべき事項を表したものであるため、各府省庁において任意で記載項目等を追加してもよい。

【公表について】
自己評価結果を公表する際には、計画部分を含めて様式全体を公表する。

直近の自己評価結果では、削減率(%)の記載のないものがみられたため、記載を徹底すること。

その他の取組

平成30年度調達改善計画		平成30年度上半期自己評価結果(対象期間:平成30年4月1日～平成30年9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
調達適正性の向上 ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。	継続	○	-	・随意契約審査委員会においても、競争性のない随意契約を予定する案件について妥当性の審査を行った。 なお、会計担当においても随意契約を希望する案件について事前の審査を行い、仕様書の見直し等により一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。 ・価格交渉を実施し、当初提示額からの値下げが可能となった。 ・システム関連の全ての案件において、CIO補佐官による価格の妥当性の検証を行った。
総合評価落札方式への対応 ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。	継続	-	-	-
汎用的な物品・役務 ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。	継続	○	-	・内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価の縮減が見られた。
人材の育成 ・内閣府で実施される会計実務研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。	継続	○	・新任職員を中心に内閣府や財務省が実施する会計実務研修等に延べ8名が参加した。	・内閣府や財務省が実施する会計実務研修等に参加することにより、職員のスキルアップが図られた。
外部有識者による個別調達案件の点検 ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。	継続	○	・入札等監視委員会を1回実施した。また、2回目の開催に向けて準備中。	-
市場価格調査の実施 ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	継続	○	-	・適正な価格での契約に向けて、一般競争に付す全ての役務契約の調達において市場価格調査を実施し、複数者から見積金額を参考にできた。 ・過去に調達を行った類似案件で取得した見積書等も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。

← 計画策定時にはこちら側を使用

→ 自己評価時にはこちら側を使用

様式2記載にあたっての留意事項

【特に効果があったと判断した取組】

以下のポイントを参考に特に効果があったと判断した取組に「○」をつける。

- ・前回の調達と比べて契約額の大幅な削減が見られた
 - ・一者応札が改善し複数者応札となった
 - ・競争性のない随意契約から競争性の高い契約へ移行した
- 「○」をつけた取組については、「取組の効果」を記入する。

上記以外については、様式1の留意事項を参照して記載する。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成30年4月1日～平成30年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【竹内啓博・公認会計士】 意見聴取日【平成30年11月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、実施していたアンケート調査を継続しつつも実際には回答率が低いことを踏まえ、担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に対してヒアリングを実施することについて</p> <p>○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等に対する改善策への取組の検討を行うことについて 備品等の購入に当たっては、事業者からの見積書徴収のほか、インターネットを活用して価格の比較を行うことについて</p>	<p>○ 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 「会計担当からの(担当課に対する)フォロー」の内容を明確にし、ヒアリング実施結果が翌年度以降の調達改善につながるのかについて具体的な説明を頂きたい。</p> <p>○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 調達改善に向けた審査・管理体制としては、事後(外部)チェックに依拠する意識ではなく、事前(内部)チェック体制を強化する意識が必要と考える。当たり前のことだが、担当課が調達内容、その価格相場と要求水準に関して複数の事業者からの十分なヒアリングを基礎として適切な仕様書及び予定価格に落とし込むという意識を保持することがより望ましい調達のために不可欠。</p>	<p>○ 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 引き続き、担当課からの入札に参加しなかった事業者へのヒアリング項目(参加を見送った要因)として、十分な事業実施期間の確保や、仕様書に問題がなかったか等のポイントを例示するとともに、今後の改善策についても報告を求め、その結果を入札等監視委員会等において説明することとしたい。</p> <p>○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 御指摘の点を踏まえ、事前審査体制の充実を図っていくこととしたい。その一環として、会計担当者の外部研修への参加等による人材育成にも努めて行くこととする。担当課における対応についても引き続き公平性を損なわない範囲において適切な調達となるよう所要の調整を進めていくこととしたい。</p>

様式3記載にあたっての留意事項

- ・外部有識者への意見聴取の際には、「意見等」の欄が「特になし」とならないよう工夫して可能な限り具体的な意見の聴取に努めるとともに、「意見聴取事項」「意見等」「意見等への対応」欄は具体的に記載すること。
- ・外部有識者からの意見聴取の実施状況については、外部有識者の氏名・役職、意見聴取日を記載した上で、外部有識者ごとに作成する。